



2 通路等

(1) 通路等

整備基準		図面及び通路等の名称又は番号（記号）	設計内容	判定
利用者の利用に供する通路等	粗面又は滑りにくい床仕上材		(床仕上材)	
	段の有無 段がある場合には、(2)の表の通路等に設ける段の欄で確認してください。		(段の有無) ・ 有 ・ 無	
改札口から乗降場までの通路等	粗面又は滑りにくい床仕上材		(床仕上材)	
	段の有無 段がある場合には、(2)の表の通路等に設ける段の欄で確認してください。		(段の有無) ・ 有 ・ 無	
	高低差がある場合には、傾斜路又は段差解消機を設置 傾斜路がある場合には、(2)の表の通路等に設ける傾斜路の欄で確認してください。		(設置する施設の名称) ・ 傾斜路 ・ 段差解消機	

(注意) 1 記入方法

- (1) 「図面及び通路等の名称又は番号（記号）」及び「設計内容」の欄に必要な事項を記入してください。
- (2) 「判定」の欄には、整備基準に適合する場合には「○」を、整備基準に適合しない場合には「×」を、該当する事項がない場合には「／」をそれぞれ記入してください。

2 用語の説明

- (1) 「通路等」とは、通路その他これに類するものをいいます。
- (2) 「段差解消機」とは、車いす使用者特殊構造昇降機（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令第13条第2項第6号の規定に基づき国土交通大臣が定める構造を用いる昇降機で車いす使用者の円滑な利用に供するもの）をいいます。

3 整備基準の説明

「改札口から乗降場までの通路等」は、1経路以上を整備基準に適合させてください。

(2) 通路等に設ける段及び傾斜路

整備基準		通路等並びに段及び傾斜路の名称又は番号（記号）	設計内容	判定
通路等に設ける段	両側に手すりを設置		(手すり) ・ 有 ・ 無	
	回り段を設けない。		(回り段) ・ 有 ・ 無	
	粗面又は滑りにくい床仕上材		(床仕上材)	
	段を識別しやすい構造		・ 踏面とけあげ板の色を変える。 ・ 色違いのノンスリップを取り付ける。 ・ その他 ( )	
	つまずきにくい構造		・ けこみ板を設け、段鼻を突き出さない。 ・ その他 ( )	
通路等に設ける傾斜路	内のり幅1.2m以上		(最小内のり幅) m	
	こう配1/12以下 (高低差が16cm以下の場合は、1/8以下)		(最大こう配)	
	高さが75cm以内ごとに踏幅1.5m以上の踊り場を設置		(踊り場の有無) ・ 有 ・ 無 (踊り場の踏幅) m	
	両側に転落を防ぐ立ち上がりを設置		(立ち上がり) ・ 有 ( cm) ・ 無	
	両側に手すりを設置		(手すり) ・ 有 ・ 無	
	粗面又は滑りにくい床仕上材		(床仕上材)	
	踊り場及び傾斜路に接する廊下等と識別しやすい色調		(傾斜路の色) (その他の色)	
	傾斜路の上端及び下端付近の廊下等及び踊り場に点状ブロック等を敷設		平面図に敷設箇所を記入し、使用する床材のカタログ等を添付してください。	

(注意) 1 記入方法

- (1) 「通路等並びに段及び傾斜路の名称又は番号（記号）」及び「設計内容」の欄に必要な事項を記入してください。
- (2) 「判定」の欄には、整備基準に適合する場合には「○」を、整備基準に適合しない場合には「×」を、該当する事項がない場合には「/」をそれぞれ記入してください。
- (3) 傾斜路は、こう配 1/30 以上のものについて記入してください。

2 用語の説明

「点状ブロック等」とは、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起があり、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいいます。

3 整備基準の説明

傾斜路の手すりは、当該傾斜路に段を併設する場合は、片側だけの設置とすることができます。

3 階段

整備基準		図面及び階段の名称又は番号（記号）	設計内容	判定
利用者の利用に供する階段	両側に手すりを設置		(手すり) ・ 有 ・ 無	
	回り段を設けない。		(回り段) ・ 有 ・ 無	
	粗面又は滑りにくい床仕上材		(床仕上材)	
	段を識別しやすい構造		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 踏面とけあげ板の色を変える。</li> <li>・ 色違いのノンスリップを取り付ける。</li> <li>・ その他</li> </ul>	
	つまずきにくい構造		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ けこみ板を設け、段鼻を突き出さない。</li> <li>・ その他</li> </ul>	
	段の上端及び下端付近の廊下等及び踊り場に点状ブロック等を敷設		平面図に敷設箇所を記入し、使用する床材のカタログ等を添付してください。	

(注意) 記入方法

- (1) 「図面及び階段の名称又は番号（記号）」及び「設計内容」の欄に必要な事項を記入してください。
- (2) 「判定」の欄には、整備基準に適合する場合には「○」を、整備基準に適合しない場合には「×」を、該当する事項がない場合には「/」をそれぞれ記入してください。

4 エレベーター

整備基準	エレベーター及び乗降ロビーの名称又は番号（記号）	設計内容	判定	
改札口から乗降場までの経路に5m以上の高低差がある場合には、エレベーターを設置		(高低差) m (エレベーター) ・ 有 ・ 無		
かごの構造 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">                     内のり幅1.4m以上，奥行き1.35m以上                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">                     複数の出入口があり，かつ，車いす使用者が円滑に乗降できる構造のエレベーターについては，これらの寸法によらないことができる。                 </div>		かごの内り幅 m かごの奥行き m かごの床面積 m <sup>2</sup>		
		出入口の数 箇所 かごの内り幅 m かごの奥行き m かごの床面積 m <sup>2</sup>		
	車いすの転回に支障のない平面形状		(平面形状)	
	停止予定階及び現在位置の表示装置の設置		(設置の有無) ・ 有 ・ 無	
	到着階及び戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置		(設置の有無) ・ 有 ・ 無	
	かご及び昇降路の出入口の内り幅90cm以上		(内り幅) cm	
	車いす使用者が利用しやすい制御装置の設置		(設置の有無) ・ 有 ・ 無	

(注意) 記入方法

「エレベーター及び乗降ロビーの名称又は番号（記号）」及び「設計内容」の欄に必要な事項を記入してください。

5 エスカレーター

整備基準		エスカレーターの 名称又は番号（記 号）	設計内容	判定
エスカレーターを設ける場合には、次の整備基準に適合させること。			(設置階) 基	
エスカレーターの構造	ステップの水平部分は、3枚以上		(水平部分) 枚	
	乗降口での移動手すりの水平部分の長さ1.2m以上		(水平部分) m	

(注意) 記入方法

「エスカレーターの名称又は番号（記号）」及び「設計内容」の欄に必要な事項を記入してください。

## 6 乗降場

整備基準		図面及び乗降場の名称又は番号（記号）	設計内容	判定
粗面又は滑りにくい床仕上材			(床仕上材)	
両端に転落を防止するさくを設置			平面図に設置箇所を記入してください。	
縁端に視覚障害者の転落を防止するための設備を設置	ホームドアの設置		平面図に設置箇所を記入してください。	
	可動式ホームさくの設置		平面図に設置箇所を記入してください。	
	点状ブロックの敷設	平面図に敷設箇所を記入し、使用する床材のカタログ等を添付してください。		

(注意) 記入方法

- (1) 「図面及び乗降場の名称又は番号（記号）」及び「設計内容」の欄に必要な事項を記入してください。
- (2) 「判定」の欄には、整備基準に適合する場合には「○」を、整備基準に適合しない場合には「×」を、該当する事項がない場合には「/」をそれぞれ記入してください。

7 便所

整備基準		図面並びに便房及び便所の名称又は番号（記号）	設計内容	判定
便所を設ける場合には、車いす使用者対応便房を1箇所以上（男女の別がある場合には、それぞれ1箇所以上）設置			(設置数) 箇所	
車いす使用者対応便房の構造	十分な床面積の確保		(内のり寸法) × m	
	腰掛便座及び手すりの設置		(腰掛便座) ・ 有 ・ 無 (手すり) ・ 有 ・ 無	
	便房の出入口の内のり幅80cm以上		(内のり幅) cm	
	出入口の戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造		(開閉方式) (駆動方式)	
	出入口に車いす使用者の通過に支障となる段を設けない。		(段の有無) ・ 有 ・ 無	
	粗面又は滑りにくい床仕上材		(床仕上材)	
	だれでも使用できる旨を見やすい方法で表示		・ 標準的な設計の例による。 ・ その他 ( )	
	1箇所以上（男女の別がある場合には、それぞれ1箇所以上）の車いす使用者対応便房に介護用ベッドを配置し、介護用ベッドを配置している旨を見やすい方法で表示		(配置の有無) ・ 有 ・ 無  (表示) ・ 標準的な設計の例による。 ・ その他 ( )	
車いす使用者対応便房のある便所の構造	出入口の内のり幅90cm以上		(内のり幅) cm	
	出入口の戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造		(開閉方式) (駆動方式)	
	出入口に車いす使用者の通過に支障となる段を設けない。		(段の有無) ・ 有 ・ 無	
	粗面又は滑りにくい床仕上材		(床仕上材)	
	車いす使用者対応便房を設けている旨及びだれでも使用できる旨を見やすい方法で表示		・ 標準的な設計の例による。 ・ その他 ( )	
	車いす使用者が利用しやすい洗面器の設置		(洗面器) ・ 有 ・ 無	
男子用小便器を設ける場合には、手すり付きの床置き小便器又はこれと同等以上の機能を有するものを1箇所以上設置			(設置数) 箇所	
オストメイトのための設備のある便所を設ける場合には、次の設備を配置した便房を1箇所以上（男女の別がある場合には、それぞれ1箇所以上）設置			(設置の有無) ・ 有 ・ 無	
オストメイトのための設備を配置した便房の構造	パウチ及びびし瓶の洗浄ができる水洗装置の配置		(配置の有無) ・ 有 ・ 無	
	汚物入れの配置		(配置の有無) ・ 有 ・ 無	
	荷物を置く棚その他これに代わる設備の配置		(配置の有無) ・ 有 ・ 無	
	衣服を掛けるための金具等の配置		(配置の有無) ・ 有 ・ 無	
	オストメイトのための設備を配置している旨を見やすい方法で表示		・ 標準的な設計の例による。 ・ その他 ( )	
オストメイトのための設備を配置した便房のある便所の構造	オストメイトのための設備を配置している旨を見やすい方法で表示		・ 標準的な設計の例による。 ・ その他 ( )	
便所を設ける場合には、ベビーチェアを配置した便房及びベビーベッドを配置した便所を1箇所以上（男女の別がある場合には、それぞれ1箇所以上）設置			(設置数) 箇所	
ベビーチェアを配置し	ベビーチェアの配置		(配置の有無) ・ 有 ・ 無	

た便房の構造	ベビーチェアを配置している旨を見やすい方法で表示	<ul style="list-style-type: none"> <li>標準的な設計の例による。</li> <li>その他 ( )</li> </ul>	
ベビーチェアを配置した便房のある便所の構造	ベビーチェアを配置している旨を見やすい方法で表示		
ベビーベッドを配置した便所の構造	ベビーベッドの配置 他の場所に乳幼児のおむつ替えができる場所がある場合には、配置しないことができる。 ベビーベッドを配置している旨を見やすい方法で表示		
		(配置の有無) ・ 有 ・ 無	
		平面図に設置箇所を記入してください。	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>標準的な設計の例による。</li> <li>その他 ( )</li> </ul>	

(注意) 1 記入方法

- (1) 「図面並びに便房及び便所の名称又は番号(記号)」及び「設計内容」の欄に必要な事項を記入してください。
- (2) 「判定」の欄には、整備基準に適合する場合には「○」を、整備基準に適合しない場合には「×」を、該当する事項がない場合には「/」をそれぞれ記入してください。

2 用語の説明

- (1) 「介護用ベッド」とは、高齢者、障害者等の着替え、装具の交換等の介護又は介助を行うためのベッド又は台をいいます。
- (2) 「オストメイトのための設備」とは、人工肛門又は人工膀胱を造設している者のための設備をいいます。
- (3) 「パウチ」とは、人工肛門又は人工膀胱のための装具をいいます。
- (4) 「ベビーチェア」とは、乳幼児を安全に座らせることができる設備をいいます。
- (5) 「ベビーベッド」とは、乳幼児のおむつ替えができるベッド又は台をいいます。

## 8 案内標示

整備基準	図面及び案内標示の名称又は番号（記号）	設計内容	判定
案内標示を設ける場合には、高齢者、障害者等に配慮した案内標示を設置		(設置の有無) ・ 有 ・ 無	
主要な案内標示には、点字による表示又は音声により視覚障害者を案内する装置を設置		(設置の有無) ・ 有 ・ 無	

(注意) 記入方法

「図面及び案内標示の名称又は番号（記号）」及び「設計内容」の欄に必要な事項を記入してください。